

凌雲の会 行政視察 報告書

凌雲の会では、令和 4 年 10 月 12 日から 13 日までの 2 日間で、国務大臣への要望書の提出、国会議事堂・国立国会図書館・日本銀行などの視察を行いましたので、その概要を報告いたします。

凌雲の会

会長 渋谷 英彦

報告者 内田 修司

1. 視察参加者

渋谷英彦、池谷和正、村松幸昌、石田江利子、松島和久、須崎章、藁科寧之、河合一也、増井好典、安竹克好、内田修司

2. 要望・視察項目

10月12日	国会議事堂視察、国立国会図書館視察 河野太郎デジタル大臣 要望書提出
10月13日	日本銀行視察、貨幣博物館視察 永岡桂子文部科学大臣 要望書提出

3. 報告

(1) 要望活動

① 河野太郎デジタル大臣への要望書提出

1) 要望内容

デジタル田園都市国家構想の推進で、導入後の運営経費の負担を考慮し、導入に踏み切れない自治体は多い。焼津市においても、スマートシティ推進事業を行っているところであるが、デジタル実装に係る運用経費を対象とした補助金について、検討を要望した。(別紙 1 参照)



2) 大臣からの回答

いただいた要望については、前向きに検討をしたい。また、デジタル関連では、国が進めているマイナンバーカードの普及によって、役所の手続きなどの申請時に住所氏名を記入する手間が省ける。防災面では避難所での本人確認により、高齢者、障がい者、ミルクの必要な赤ちゃんなどの情報が簡単に取得でき、対応がすぐできるようになるなどの利便性について話をいただき、焼津市でもマイナンバーカードの取得率の向上をお願いされた。

② 永岡桂子文部科学大臣への要望書提出

1) 要望内容

GIGA スクール構想による ICT を活用した教育の推進において、ネットワーク環境の拡充、今後の端末更新等の課題など、教育施設設備の老朽化対策を含めて、これからの学校教育環境整備に関して手厚い補助をお願いした。(別紙2 参照)



2) 大臣からの回答

GIGA スクール関連に関しては、端末支給段階から利活用の段階となり、個別的にも協働的にも利活用できるように地方財政処置をしていきたい。今後の端末更新については関係省庁と対策を検討する。設備老朽化、長寿命化改修には国庫補助を検討する。

また、今回の要望と直接関係ないが、静岡県牧之原市で起きた通園バスでの事故は非常に痛ましい結果となってしまった。国としても予算処置を行い、通園バスの置き去り防止対策を積極的に講じていきたい。

(2) 視察

① 国会議事堂

議場、委員会室などを見学。地元選出の井林辰徳衆議院議員、静岡県選出の牧野京夫参議院議員、若林洋平参議院議員と懇談。

② 国立国会図書館

東京本館および新館を案内してもらう。国立国会図書館は国立国会図書館法によって、日本国内で発行されたすべての出版物が納入されている。明治時代の新聞や、昭和初期の雑誌などの原本を見せていただいた。また、デジタル化が進められており、今後はインターネットを経由して来館せずに資料を閲覧できるようになることを説明いただいた。

③ 日本銀行

明治29年(1896年)に竣工された日本銀行本店内部を案内してもらう。歴史的建造物であるため、石造りの古典主義建築ではあるが、内部ではエレベーターやシャッターなどの先駆的な設備も設置されていた。

④ 貨幣博物館

日本で最初の貨幣である富本銭、和同開珎から、江戸時代の大判小判、現在でもつかわれている紙幣など、貨幣の歴史を含めた総合的な展示について、説明をいただいた。

要 望 書



令和4年10月12日

焼津市市議会 凌雲の会

【要望事項】

デジタル田園都市国家構想を推進するため、地方からデジタル実装を進めようとしていますが、導入後の運営経費の負担を考慮し、導入に踏み切れない自治体は多いと思われます。

焼津市におきましても、スマートシティ推進事業の都市 OS などを推進しているところです。デジタル実装に係る運用経費を対象とした補助金につきまして検討いただきたく要望申し上げます。

令和 4 年 10 月 12 日

焼津市市議会 凌雲の会

代表 渋谷 英彦

要 望 書



令和4年10月13日

焼津市市議会 凌雲の会

【要望事項】

焼津市におきましては「GIGA スクール構想」による ICT を活用した教育を推進しています。ネットワーク環境の拡充、今後の端末更新等の課題など、教育施設設備の老朽化対策も含めて、これからの学校教育環境整備に関しての手厚い補助をより強く願っています。

令和 4 年 10 月 13 日

焼津市市議会 凌雲の会

代表 渋谷 英彦

領 収 証

2022年10月13日

凌雲の会 様

金71,170円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 凌 谷
税 務 署 承 認 済

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
新橋804 No.000014



駅-No 520141 領収書-No 4
窓口-No 1
領 収 書

凌雲の会 様

金額 ￥71,170円
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2022年10月 3日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 名 古 屋 中 村
税 務 署 承 認 済

西焼津駅

現金出納社員

印

領 収 証

凌雲の会 様
安竹瓦好様 池谷天彦様 池谷和正様 村松市易様
松本誠少様 加藤圭治様 高村博人様 三谷一也様 増井好美様 内田修司様 石田弘利子様
No. 23-013

★ 769,300-

但し、宿代として

2022 年 10 月 12 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
		費税額等
		額(税抜・税込)
		消費税額等



LOF HOTEL
Shimbashi

〒105-0004 東京都港区新橋5-23-4
TEL 03-6631-286



凌雲の会

領 収 書

NO. 257748

R4年10月12日

様

12-200-

但し お食事代として
上記正に領収いたしました

株式会社

レパスト

本社 〒105-7314

東京都港区東新橋1丁目9番1号

東京汐留ビルディング14階

電話 (03) 6371-2352 (代表)

収入印紙

<税込金額>

金額: %

金額: %

<消費税等>

金額: %

金額: %

登録番号

取扱店

取扱者

※注 金額を訂正したものの領収印並びに取扱者印のないもの及び複写でないもの等は無効です。

衆議院本館
議員食堂

お客様番号 -85

東京都千代田区永田町1-7-1
TEL 03-6205-8338

2022/10/12 12:34:12 < 1, 1>

33 議食弁当

@1,200× 2コ 2,400

10 カツカレー

@1,100× 7コ 7,700

4 ハンバーグ&唐揚げ定

@1,050× 2コ 2,100

小 計 12,200

(10.0%内税商品 計 11,091)

内税額 10.0% 1,109

合 計 12,200

(10.0%対象 12,200)

お預り 15,000

お釣り 2,800

テーブル: 1名 01

担当:担当1 RNo. 3985

領収書

2022年10月12日

凌雲の会

様

¥33,000

上記正に領収いたしました。
印刷面を内側に折って保管願います。

但し 食事代

江戸門
〒105-0004
東京都港区新橋
3-16-3
烏森ビル2F

No.00002056-1
POS: 001

領 収 証

No. _____

凌雲の会

様

4 年 10 月 4 日

★ ¥11,150-

但

鯉サツル

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒425-0022 静岡県焼津市本町5-7-8

御菓子司 角 屋

松 村 久 史

TEL・TEL054-628-3870

御菓子司

角 屋

静岡県焼津市本町5-7-8
TEL 628-3870

2022-10-04 14:32

000008

5 点

@2,230

部門03

内 ¥11,150

内税対象計

¥11,150

内税

8.0% ¥825

合 計

¥11,150

お預り

¥12,000

お 釣

¥850

〒425-8502
静岡県焼津市本町2-16-32
7階

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

TEL 03-3942-2520

FAX 03-3942-2623

焼津市議会 凌雲の会 様

ご契約更新のご案内

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
小社刊行の自治体情報誌[ディーファイル]ご契約更新が迫ってまい
りました。ご更新に必要な書類をお送りいたしますのでご査収くださ
い。

ご更新の場合は、小社にて自動継続手続きをさせていただきます。
ご購読を中止されます場合は、お手数ですが至急下記までご連絡
をお願い申し上げます。

今後とも、ご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。 敬具

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆お振込み先◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

みずほ銀行 江戸川橋支店
普通口座 1327831
(イマジンシュツパンカブシキガイシャ)
イマジン出版株式会社

□□□□□□□□お問い合わせ先□□□□□□□□
イマジン出版株式会社 経理担当

御見積書

焼津市議会 凌雲の会 様

17191

下記の通り御見積り申し上げます。

¥60,000

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

TEL 03-3942-2520

FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2022年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2022年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2022年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2022年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
6	D-file 2022年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
7	D-file 2022年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2022年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2022年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2023年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,475	4,950
11	D-file 2023年2月発行号(1月号) 合本	1	3,080	3,080
12	D-file 2023年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.89(春号),Vol.90(夏号),Vol.91(秋号),Vol.92(冬号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要		合 計	26	60,000

11ヵ月分 60,000円 - 4,950円 = 55,050円

焼津市議会 凌雲の会 様

17191

下記の通り納品致します。

¥60,000

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

TEL 03-3942-2520

FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2022年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2022年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2022年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2022年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
6	D-file 2022年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
7	D-file 2022年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2022年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2022年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2023年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,475	4,950
11	D-file 2023年2月発行号(1月号) 合本	1	3,080	3,080
12	D-file 2023年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.89(春号),Vol.90(夏号),Vol.91(秋号),Vol.92(冬号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要	合計	26		60,000

焼津市議会 凌雲の会 様

17191

下記の通り御請求申し上げます。

¥60,000

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三

〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8

TEL 03-3942-2520

FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2022年4月発行号(3月号) 上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2022年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2022年6月発行号(5月号) 上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2022年7月発行号(6月号) 上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2022年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
6	D-file 2022年9月発行号(8月号) 合本	1	3,080	3,080
7	D-file 2022年10月発行号(9月号) 上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2022年11月発行号(10月号) 上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2022年12月発行号(11月号) 上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2023年1月発行号(12月号) 上・下	2	2,475	4,950
11	D-file 2023年2月発行号(1月号) 合本	1	3,080	3,080
12	D-file 2023年3月発行号(2月号) 上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.89(春号),Vol.90(夏号),Vol.91(秋号),Vol.92(冬号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要	合計	26		60,000

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号												
04-05-26	23279	A93160005												
取扱店	ヤイツトヨタ													
払込口座	00100-6	34749												
払込金額	*60,000	料金 *110												
<table border="1"> <tr> <td>口座番号</td> <td>001006</td> </tr> <tr> <td>振替金額</td> <td>34749</td> </tr> <tr> <td>振替先</td> <td>イマジン出版株式会社</td> </tr> <tr> <td>振替金額</td> <td>¥60000</td> </tr> <tr> <td>振替先住所</td> <td>静岡県静岡市東区E-10-33</td> </tr> <tr> <td>振替先名称</td> <td>イマジン出版株式会社</td> </tr> </table>		口座番号	001006	振替金額	34749	振替先	イマジン出版株式会社	振替金額	¥60000	振替先住所	静岡県静岡市東区E-10-33	振替先名称	イマジン出版株式会社	振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
口座番号	001006													
振替金額	34749													
振替先	イマジン出版株式会社													
振替金額	¥60000													
振替先住所	静岡県静岡市東区E-10-33													
振替先名称	イマジン出版株式会社													
入金額	*61,000													
おつり	*890													
スマホ決済アプリ ゆうちょPay 口座直結だから事前チャージ不要！														

印紙税申告納付につき廻町
税務署承認済

$$60,000 \text{ 円} - 4,950 \text{ 円} = 55,050 \text{ 円}$$

$$55,050 \text{ 円} + 110 \text{ 円} = 55,160 \text{ 円}$$

請求書

凌雲の会

様 令和 4年 5月 27日

東京都江東区新木場1丁目18番11号 (〒136-8575)

金額には消費税及び地方消費税が含まれております。 (10%) (0422-0009360)

株式会社ぎょうせい

代表取締役 成吉 弘次



ご請求額

¥12,540.-

お得意様No
(請求No)

70-3193944
(205255492)

お支払は令和 4年 6月16日までにお願ひします。

E

品名	追録号数	数量	単価	金額	備考
月刊「ガバナンス」 2022年 4月号～2023年 3月号	購読料	1	12540	12540	

(振込先) みずほ銀行東京営業部 (001)
普通預金 4913720 カキョウセイ
(要打電項目) 205255492 リョウウンノカイ

SS

01220022380
(85)

振込金受領証

(金融機関(コンビニエンスストア等)用)

払込人氏名
凌雲の会

様

お問い合わせ番号

703193944

金額 12,540

内消費税額 1,140

受取人

株式会社ぎょうせい

振込先

みずほ銀行東京営業部

普通 4913720

カキョウセイ

受領印

記入印紙貼付欄



(お客様控)

R4.4月分～R5.2月分

12,540円 ÷ 12 = 1,045円

1,045円 × 11ヵ月 = 11,495円

新聞購読料 領収証

焼津市議会 凌雲の会 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022 年 4月分から12か月分

領収日 5 月 24 日

領 収 金 額	¥22,644
---------	---------

品 名	定価 (税込)	部 数	金 額
公明新聞	1,887	1 × 12ヶ月	22,644

販売店 法月 光明

住 所 焼津市三和839-2

T E L 054-625-1339

FAX 054-625-1349

令和4年4月～令和5年2月分 (11ヵ月)

22,644円 - 1,887円 = 20,757円



NHKの放送事業につきまして、ご理解をいただき誠にありがとうございます。
放送受信料の払込用紙をお送りいたします。期限までにお支払いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議会事務局（凌雲の会）様

お客様番号 034-6272-301

ご請求期間 令和 4年 4月 ~ 令和 5年 3月

ご請求金額 13,675円
(消費税を含みます)

お支払期限 5月 6日

ご契約件数 地上契約 1

●受信料額		消費税含む(沖縄県の料額は下記と異なります。)		
契約種別	支払区分	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	2,450円	7,015円	13,650円
	継続振込等	2,550円	7,300円	14,205円
ケーブル契約	口座・クレジット	4,340円	12,430円	24,185円
	継続振込等	4,440円	12,715円	24,740円

※現在のご契約内容での料額表です。
※団体一括割引、家族割引、事業所割引、多数一括割引、半額免除を適用する料額は異なります。

上記払込金額は次の料金を含んでいます
精算額 -530円

お支払い方法のご案内

●払込用紙でのお支払い

下部の払込用紙を切り取り、お近くの金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局、
コンビニエンスストア等でお支払いください。
※コンビニエンスストアでのお支払いは、ご請求金額が30万円以下の場合に限ります。

パソコン・スマートフォン・ハガキからクレジット
カード等でもお支払いいただけます。
(詳しくは裏面をご覧ください。)

裏面

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
04-05-26	23279	料金払込 PE
記号	番号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N094	*13,785	
	残高	
議会事務局（凌雲の会）		
0346272301		
払込金額		*13,675円
払込内容 NHK		
4.4 ~ 5.3		
放送受信料		
払込手数料		*110円

ご利用いただきましてありがとうございます。

ゆうちょ銀行

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

(110月分)

$$13,675円 \times 11/12 \\ = 12,535円$$

発行日:2022年10月03日

領収書

管理No. 3044-407-0004802

伝票No. 3044-407-147227

凌雲の会

様

¥171,155 — (内消費税 ¥15,559)

但し デジカメ・ボイスレコーダー 代として。

支払内訳
現金

¥171,155 10%対象 ¥171,155(内消費税 ¥15,559)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

4152620017 EOSKISSM2 WZKBK 2
付かんぽ 1:持帰 外10 ¥108,571
0851665014 5ネンゲン ホンヨウ ZZZ
チョウキホンヨウ 1:持帰 外10 ¥5,429
0961351012 カメラハンソクL05 ZZZ
ホニョウ 1:持帰 外10 ¥0
3432330011 DGBS031BK BK
ミラーレスカメラ 1:持帰 外10 ¥1,881
1359645010 KMUA064G SSS
カードメディア 1:持帰 外10 ¥1,780
3434699017 DZCEOSKISSM SSS
カメラフィルター 1:持帰 外10 ¥2,580
4222044019 ICDUX570FSC S
ICレコーダー 1:持帰 外10 ¥13,300
4222043012 ICDUX570FNC N
ICレコーダー 1:持帰 外10 ¥13,300
4222043012 ICDUX570FNC N
ICレコーダー 1:持帰 外10 ¥13,300

テックランド藤枝店

うち、カメラ本体、SDカード代

108,571円 + 1,780円 = 110,351円 (税抜)

110,351円 × 1.1 = 121,386円 ①

ICレコーダー 2台分

13,300円 × 2 × 1.1 = 29,260円 ②

① + ②

121,386円 + 29,260円 = 150,646円

IC レコーダー購入の理由について

1. 市民からの要望を聞き取る際に、聞き漏らしをなくし、あとで正確な議事録を作成するため。
2. 会派での視察で議事録作成などを行う際に、あとで録音内容からメモを作成し、内容のチェックを行うため。

IC レコーダーを2台購入する理由について

会派での視察の場合に、人数が多いため、または、相手側の対応体制のためなどで複数のグループに分かれて打合せを行うケースもある。2グループに分かれて打合せを行うこともあり、今回2台を購入した。

コピー機 リース料

No 360888



領 収 証

2023 年 2 月 9 日

検印 抜者

下記の通り正に領収致しました

コード No. A081157054 焼津市議会 凌雲の会 殿

金 額	百万	千	円
	¥ 1	30	680

うち消費税等
(¥11,880)

振込日又は自動引落日

但し RICOH IMC3000F の2023年4月~2023年2月リース料として 年 月 日

(1) 現金・小切手
振込・自動引落

(2) 手 形

(3) 相 殺

住所・支社名

リコーリース株式会社

〒451-6008 愛知県名古屋市中区栄3-1-1

リコーリース株式会社

中 部 支 社

TEL 050-3319-5216

RL346

この領収証は、得意先名及び金額・日付の記載がカーボン複写以外のときは、無効となります。

③

コピー機 保守サービス料

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

焼津市議会 凌雲の会 様

領収証No. W02308

2022年06月20日

金 額
¥1,100

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02307

2022年07月20日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥1,207
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02306

2022年08月22日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥6,985
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02305

2022年09月20日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥9,044
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02304

2022年10月20日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥3,322
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02303

2022年11月21日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥2,912
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02309

2022年12月20日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥9,125
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02310

2023年01月20日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥1,280
----	--------

領収種別 自振

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

印紙税申告納
付につき大森
税務署承認済

領 収 証

下記の通り正に領収致しました。

領収証No.W02428

2023年02月17日

焼津市議会 凌雲の会 様

金額	¥8,221
----	--------

領収種別 振込

但し IMC3000 パフォーマンスチャージ代として

リコージャパン株式会社



※当社ではこのフォームでの領収証には、黒色の印鑑を使用しております。
※金額等を訂正したものは無効とします。
※再発行は出来ませんので、大切に保管願います。

以下、余白

収入
200円
印紙

パフォーマンス契約書

締結日 2022 年 3 月 28 日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所

焼津市本町2-16-32

会 社 名
(氏名)

焼津市議会
凌雲の会

(乙)

住 所

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

会 社 名

株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

静岡県藤枝市田沼2丁目18番7号

会 社 名
(氏名)

リコージャパン株式会社
静岡支社 静岡エリア営業部
部長 竹内 彰

別表(1) 料金表

1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 1,000円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ) 1カウント 以上 10円

2) モノカラー総出力

イ) 1カウント 以上 2円

3) フルカラープリント

イ) 1カウント 以上 10円

2. 「カウント料金の算出方法」

(1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎の各モードの料金の合計額となります。

各モードの料金は、次の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

(2) カウント数の計算方法

① フルカラーコピーモード

フルカラーカウンターにより検針した数値から、③のフルカラープリントカウンターにより検針された数値を控除します。

② モノカラーモード(モノカラー総出力)

モノカラーカウンターにより検針します。

③ フルカラープリントモード

フルカラープリントカウンターにより検針します。

(3) その他

① 開始時のカウント数値

「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。

② カウンターの確認日

別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。

ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。

③ カウンターの進み方

カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。

④ トナー料金

別表(2)においてトナー有と記載されてる場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。

⑤ その他

パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、

1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、

1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上

別表(2) 機械/設置場所

機種名	IMC3000 (301C)		
設置場所			
初回納入日	2022年 3月 28日	カウンター確認基準日	1:10日 2:15日 3:20日 4:末日
納入日	2022年 3月 28日	トナー込有無	有
料金変更日	年 月 日	リモートサービス有無	有・無

サービス実施会社

リコージャパン株式会社

《社内使用欄(納品時追記)》

機番		※開始時カウンターは、新規納入・再納入の場合のみ記入									
開始時 カウンター	フルカラートータル カウンター										0
	モノカラートータル カウンター									1	0
	フルカラープリント カウンター										0

＜ パフォーマンス契約条項 ＞

販売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合。

(5) 監督官けより、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。

(6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。

(7) 自ら提出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。

(8) 財務状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。

2. 乙が前項第3号から第8号の任一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。

3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。

2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。

3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。

2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。

3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。

2. 本契約終了後も、第19条(秘密保持)、第20条(免責)、第21条(契約の譲渡禁止)、第22条3項(解除)、第27条(規定なき事項)、第28条(印紙税)および第29条(管轄裁判所)の規定は、なお効力を存続するものとします。

第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間において締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。))が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人に均等に負担するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

【リモートサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(無に○がついている場合)を除いて、適用されるものとします。

第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

(1) カウンター自動検針サービス

本契約の「パフォーマンスチャージ」の締切日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス。

(2) 遠隔診断保守サービス

①故障時自動通報

「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス。

②修理依頼通報

「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス。

③リモート点検

「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス。

④リモートファーム更新

インターネットを經由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス。

(3) 遠隔サポート(対応機種のみ)

インターネットを經由して操作サポートの提供、および設定変更、障害復旧を支援するサービス。

第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用中の公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。

2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定に必要な情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機番情報、「機械」の型番に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報ならびに遠隔サポート実施時は「機械」の操作画面情報(以下、「甲の情報」といいます。))を乙が閲覧、取得することに同意します。また、甲が別途同意した場合に限り、「機械」を利用するために接続された甲の端末の情報(以下、「甲の端末情報」といいます。))を閲覧、取得することができるものとします。なお、「甲の情報」および「甲の端末情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙はこれらを取得してはならないものとします。

2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

第5条 (本特約の終了)

乙は、2ヵ月前までに甲に対し書面にて通知することにより、「リモートサービス」の実施を終了させることができるものとします。

以上

【追加サービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス(以下、「本件サービス」といいます。))の使用に関して以下のサポートを提供します。

(1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。

(2) 「本件サービス」にリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

【フルタイムサービス特約条項】

第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。))を提供します。

なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

(1) サプライ(トナー・ペーパー)等の配達

(2) 部品交換を伴う修理実施

第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号に甲に連絡します。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヵ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

第1条 (定義)

本契約(各特約を含む)に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。

(1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。

(2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるとおりとします。

(3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるとおりとします。

(4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるとおりとします。

(5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。

(6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるとおりとします。

第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。

(1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。

(2) 甲の要請があった場合の故障の修理。

(3) 「機械」の使用に必要となる感光体の貸与および交換。

(4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。

2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。

3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供されるときは、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。

2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。

(1) 「機械」のカウンター数値の点検。

(2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。

(3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。

3. 前二項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができます。

4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面にて甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。

2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。

(1) 「機械」の使用者の故意、取扱いの不注意または誤用による故障の修理。

(2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。

(3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。

(4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等(以下、「回線等」といいます。))またはその周辺機器に起因した故障の修理。

(5) 「回線等」および周辺機器を通じたウイルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。

(6) 火災、大災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。

(7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。

(8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。

(9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。

2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載したデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー右に記載された「機械」(以下、「トナー搭載機」といいます。))に関して適用されます。

2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。

3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。

4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとし、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。

5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙の推薦する用紙または「機械」の“使用説明書”の範囲内にある用紙を使用するものとします。

第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体进行管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」として貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、廃棄、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー搭載機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合は、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー搭載機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。

2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に出頭なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

第14条 (消費税等)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれず、甲は支払う料金に賦課される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほか、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

(1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。

(2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。

(3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。

①車輦等による走行距離が50kmを超える場合。

②有料道路等を経由しなければならない場合。

③船舶または航空機等による移動を必要とする場合。

④宿泊を要する場合。

第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。

2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。

(1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」(以下、「基準額」といいます。))の8%相当額。

(2) 前号の期間経過後については、「基準額」の12%相当額。

2. 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急騰その他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。

(1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。

(2) 火災、天災、その他の事由(甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない)により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さないと乙が判断した場合。

2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面にて通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。

(1) 「機械」の自然劣化度合いまたは老朽度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。

(2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。

(3) 前二号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。

(1) 知得時に、すでに公知であった情報。

(2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。

(3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。

(4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。

(5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。

2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

第20条 (免責)

1. 乙は、天災地変、交通インフラの遮断等による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。

2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停滯、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の任一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しないで、本契約の全部または一部を解除できるものとします。

(1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。

(2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。

(3) 前各号の他、本契約違反に関し30日の予告期間をもって書面で催告されたにも拘わらず、当該期間にかかる遅延を是正しない場合。

(4) 盗用、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは

領 収 証

No. _____

凌雲の会

様

¥ 17,947

但 ペーパーカッター・ふせん代

令和 4 年 10 月 24 日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額

〒425-0027 静岡県焼津市栄町5丁目15番3号

株式会社

コハマ

TEL 054(627)1555

FAX 054(627)6155

〒425-0022
焼津市本町2-16-32 7F

凌雲の会

納品書

OA機器・オフィス家具・事務用品・文具

株式会社

コハマ

☐ 本 社 焼津市栄町5丁目15-3 TEL 054-627-1555
☐ 小川 店 焼津市小川3976番地 TEL 054-656-0070

取引先コード	年月日
1110 10	2022/10/05

様 担当者 23 入力者 64

JANコード/メーカー名		製品品番/品名	標準小売価格	数	量	単位	単価	金額	備 考
8000000079954 マイツコーホレーション		ペーパーカッター A3 MP-1 886-970		1		台	15,400.00	15,400	100 売上 9/64
80000000065421 ジョイントックス		はってをはがせるふせん イエロー P304J 183-120		1		パック	916.00	916	100 売上
摘 要			10%対象	17,947	消費税	1,631	小 計	16,316	配 送 9 検 印
							消費税	1,631	
							合 計	¥17,947	

「軽」は軽減税率対象であることを示します。

伝票No. 15000 - 1